

## 令和6年茂原市教育委員会会議4月定例会日程

日時：令和6年4月24日（水）15時00分～

場所：茂原市役所9階901・902会議室

### 1 開会宣言

### 2 会議録署名人の指名

### 3 会議事項

#### （議決事項）

議案第1号 令和5年度教育委員会の点検・評価報告書について

議案第2号 茂原市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第3号 茂原市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第4号 茂原市新図書館基本計画の策定について

議案第5号 学校評議員の委嘱について

議案第6号 茂原市教育支援委員会委員の委嘱及び任命について

#### （報告事項）

1 臨時代理の報告について（茂原市教育支援委員会委員の任命）

2 臨時代理の報告について（茂原市スポーツ推進審議会委員の委嘱）

3 臨時代理の報告について（茂原市立美術館・郷土資料館協議会委員の任命）

4 臨時代理の報告について（茂原市社会教育委員の委嘱）

5 臨時代理の報告について（茂原市立図書館協議会委員の委嘱）

6 臨時代理の報告について（茂原市公民館運営審議会委員の委嘱）

7 茂原市生涯学習推進協議会委員の委嘱の報告について

8 茂原市青少年問題協議会委員の任命の報告について

9 茂原市立幼稚園又は小中学校校内研究会等補助金交付要綱を廃止する告示について

10 令和6年度教育委員の学校訪問について

11 行事の共催、後援及び協賛について

1 2 令和6年茂原市教育委員会会議5月定例会及び6月定例会の日程について

1 3 その他

4 閉会宣言

議案第1号

令和5年度教育委員会の点検・評価報告書について

茂原市教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果を別紙のとおり報告する。

令和6年4月24日提出

茂原市教育長 富田 浩 明

教育委員会の  
点検・評価報告書

令和6年4月

茂原市教育委員会

## 目 次

1	点検・評価の趣旨等	1
(1)	趣旨	1
(2)	目的	1
(3)	対象	1
(4)	点検・評価の流れ	1
(5)	教育委員会構成員	2
2	教育委員会の活動状況	2
(1)	教育委員会会議	2
(2)	総合教育会議	5
(3)	教育委員会会議以外の主な活動状況	5
3	各種施策について	2
(1)	教育施策の大綱に基づく施策表	7
(2)	教育方針及び重点施策	8
4	各施策の点検評価報告書	15
1	－ (1) 確かな学力の育成	16
1	－ (2) 幼児教育・保育の充実	18
1	－ (3) 国際理解教育の推進	19
1	－ (4) 生涯学び、活躍できる環境の整備	20
1	－ (5) 情報教育（情報活用能力の育成）の推進	22
2	－ (1) いじめ防止への取り組みと相談体制の充実	23
2	－ (2) 道徳教育の推進	24
2	－ (3) 読書活動の推進	25
2	－ (4) 青少年の健全育成と家庭教育の充実	26

3－（1）芸術文化の振興.....	28
3－（2）スポーツ環境の充実.....	30
3－（3）スポーツ・レクリエーションの推進.....	31
4－（1）郷土愛の育成.....	32
4－（2）安全・安心な教育環境の整備.....	33
4－（3）伝統文化の維持継承・振興.....	35
4－（4）家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進.....	37

## 1 点検・評価の趣旨等

### (1) 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとされています。

茂原市教育委員会では、この規定に基づき令和 5 年度における事務の管理及び執行状況について点検・評価を実施します。

#### ○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

### (2) 目的

教育委員会に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行うことで、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすことを目的とします。

### (3) 対象

「茂原市教育施策の大綱」及び「令和 5 年度茂原市の教育方針及び重点施策」により進めた事業を対象として、点検・評価を実施いたしました。各事業の課題等を明らかにするとともに、今後の方向性について示しました。

### (4) 点検・評価の流れ

- ① 担当課での報告書の作成
- ② 教育委員会による点検・評価
- ③ 改善への取組
- ④ 議会への報告
- ⑤ 市ウェブページにより市民へ公表

(5) 教育委員会構成員（令和6年4月1日現在）

役職名	氏名	任期
教育長	富田 浩明	令和6年4月1日～令和9年3月31日
委員 (教育長職務代理者)	安藤 明子	令和6年1月1日～令和9年12月31日
委員	高貫 裕一郎	令和2年10月1日～令和6年9月30日
委員	高仲 輝夫	令和3年7月1日～令和7年6月30日
委員	竹田 幸則	令和4年10月1日～令和8年9月30日

2 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会会議

令和5年度は、定例会12回と臨時会2回の合計14回開催しました。

また、教育委員会と教員との相互理解を深めるため、新教頭を対象に教育委員会会議の傍聴、会議終了後の意見交換等も行いました。

① 開催回数（令和5年4月～令和6年3月）

	定例会	臨時会	計
回数	12	2	14

② 議決事項等

	開催日	議案番号及び議案名
4月定例会	4月26日	議案第1号 令和4年度教育委員会の点検・評価報告書について 議案第2号 学校評議員の委嘱について (報告事項：15件)
5月定例会	5月24日	議案第1号 茂原市中学生等海外派遣等研修事業の費用徴収に関する規則の制定について 議案第2号 茂原市教育委員会の管理する公共施設の電話予約に関する規則の制定について 議案第3号 茂原市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について (報告事項：4件)

	開催日	議案番号及び議案名
6月定例会	6月26日	<p>議案第1号 茂原市教育委員会行政組織規則及び茂原市市民体育館管理規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>議案第2号 茂原市総合型地域スポーツクラブ設立検討委員会設置要綱等の一部を改正する告示の制定について</p> <p>(報告事項：6件)</p>
7月定例会	7月26日	<p>議案第1号 令和6年度使用教科用図書の採択について</p> <p>議案第2号 茂原市社会教育委員の委嘱について</p> <p>(報告事項：4件)(傍聴者4名)</p>
8月定例会	8月23日	<p>議案第1号 茂原市学校部活動地域移行推進協議会設置要綱の制定について</p> <p>(報告事項：3件)(傍聴者3名)</p>
9月定例会	9月27日	<p>議案第1号 令和5年度茂原市教育功労者被表彰者の決定について</p> <p>(報告事項：5件)</p>
10月定例会	10月25日	<p>議案第1号 指定管理者の指定について議会の議決を求めるよう市長に申し入れることについて</p> <p>議案第2号 茂原市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について</p> <p>(報告事項：3件)</p>
11月臨時会	11月8日	<p>議案第1号 茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて</p> <p>議案第2号 茂原市市民体育館条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて</p> <p>議案第3号 茂原市東部台文化館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて</p> <p>(報告事項：1件)</p>
11月定例会	11月20日	<p>議案第1号 茂原市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示の制定について</p> <p>議案第2号 茂原市教育委員会感謝状受賞者の決定について</p> <p>(報告事項：6件)</p>

	開催日	議案番号及び議案名
12月定例会	12月20日	<p>議案第1号 茂原市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>議案第2号 茂原市立学校教員服務規程の一部を改正する訓令の制定について</p> <p>議案第3号 茂原市スポーツ推進審議会の委嘱について (報告事項：2件)</p>
1月定例会	1月24日	<p>議案第1号 茂原市立中学校部活動ガイドラインの改訂について (報告事項：2件)</p>
2月定例会	2月13日	<p>議案第1号 茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>議案第2号 令和6年度教科用図書長生採択地区協議会規約の制定の承認について (報告事項：5件)</p>
3月臨時会	3月8日	<p>議案第1号 県費負担教職員のうち校長及び教頭の任免その他の進退に関する内申について</p>
3月定例会	3月19日	<p>議案第1号 茂原市特別支援教育奨学奨励費支給要綱の制定について</p> <p>議案第2号 茂原市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則の制定について</p> <p>議案第3号 茂原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について</p> <p>議案第4号 茂原市立図書館規則の一部を規制する規則の制定について</p> <p>議案第5号 令和6年度茂原市の教育方針及び重点施策について</p> <p>議案第6号 茂原市いじめ対策調査会委員の委嘱について</p> <p>議案第7号 茂原市社会教育委員の委嘱について</p> <p>議案第8号 茂原市立図書館協議会委員の任命について</p> <p>議案第9号 茂原市文化財審議会委員の任命について</p> <p>議案第10号 茂原市公民館運営協議会委員の委嘱について</p> <p>議案第11号 茂原市スポーツ推進委員の委嘱について (報告事項：4件)</p>

## (2) 総合教育会議

総合教育会議は、市長と教育委員会で構成され、市長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、本市における教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、相互に連携して教育を推進することを目的としており、令和5年度は2回開催しました。

議題等（令和5年4月～令和6年3月）

	開催日	協議・調整事項
第1回	9月27日	・茂原市立図書館の移転検討について
第2回	3月19日	・令和6年度茂原市の教育方針及び重点施策について

## (3) 教育委員会会議以外の主な活動状況

教育委員は、教育委員会会議への出席の他に学校を訪問して教育現場の状況を把握するとともに、議案や教育課題などに対する理解を深め、多面的な角度から議論を行うため、教科書採択会議、関係団体等が主催する研修会及び総会等にも参加しました。

### ・学校訪問

開催日	訪問先
令和5年5月16日	鶴枝小学校、東中学校、豊岡小学校、本納中学校、茂原小学校

### ・入学式、入園式

開催日	訪問先
令和5年4月7日	東中学校、茂原中学校、南中学校、本納中学校、早野中学校
令和5年4月11日	豊田小学校、西小学校、鶴枝小学校、豊岡小学校、東部小学校
令和5年4月12日	新茂原幼稚園

### ・卒業式、卒園式

開催日	訪問先
令和6年3月8日	富士見中学校、茂原中学校、南中学校、早野中学校、本納中学校
令和6年3月12日	東郷小学校、二宮小学校、茂原小学校、鶴枝小学校、豊岡小学校
令和6年3月13日	西小学校、五郷小学校、萩原小学校、中の島小学校、東部小学校
令和6年3月15日	新茂原幼稚園

### ・教科書採択

開催日	内容
令和5年5月22日	第1回教科用図書採択協議会
令和5年7月12日	第2回教科用図書採択協議会

・研修会等

開催日	内 容
令和 5 年 4 月 21 日	長生地区市町村教育委員会連絡協議会定期総会
令和 5 年 5 月 23 日	千葉県市町村教育委員会連絡協議会定期総会
令和 5 年 5 月 26 日	関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会・研修会
令和 5 年 6 月 29 日 令和 5 年 12 月 21 日	文部科学省令和 5 年度教育長・教育委員研究協議会 前期、後期オンライン会議
令和 5 年 9 月 29 日	長生地区市町村教育委員会連絡協議会第 1 回理事会
令和 5 年 11 月 28 日～12 月 27 日 (動画配信)	千葉県市町村教育委員会連絡協議会 第 1 回教育長・教育委員研修会
令和 6 年 1 月 26 日	千葉県市町村教育委員会連絡協議会 第 2 回教育長・教育委員研修会
令和 6 年 2 月 2 日	長生地区市町村教育委員会連絡協議会第 2 回理事会
令和 6 年 3 月 21 日	長生地区市町村教育委員会連絡協議会第 3 回理事会

・その他行事

開催日	内 容
令和 5 年 10 月 30 日	長生地区市町村教育委員会連絡協議会要望書提出
令和 5 年 11 月 3 日	茂原市教育功労者表彰式
令和 6 年 1 月 24 日	茂原市教育委員会感謝状贈呈式
令和 6 年 2 月 13 日	茂原市教育委員会学芸・体育功労者表彰式
令和 6 年 3 月 21 日	長生地区市町村教育委員会連絡協議会表彰式

### 3 各種施策について

#### (1) 教育施策の大綱に基づく施策表

点検・評価は、茂原市教育施策の大綱に基づく施策について実施しています。

基本方針	施策の柱	主な担当課
1 社会で生きる力の育成	(1) 確かな学力の育成	学校教育課 生涯学習課 体育課
	(2) 幼児教育・保育の充実	学校教育課
	(3) 国際理解教育の推進	
	(4) 生涯学び、活躍できる環境の整備	生涯学習課 東部台文化会館 美術館・郷土資料館 中央公民館
	(5) 情報教育（情報活用能力の育成）の推進	
2 心を育む人間教育の推進	(1) いじめ防止への取り組みと相談体制の充実	学校教育課
	(2) 道徳教育の推進	
	(3) 読書活動の推進	学校教育課 生涯学習課
	(4) 青少年の健全育成と家庭教育の充実	生涯学習課 青少年指導センター
3 芸術文化・スポーツの振興	(1) 芸術文化の振興	生涯学習課 東部台文化会館 美術館・郷土資料館 各公民館
	(2) スポーツ環境の充実	体育課 東部台文化会館
	(3) スポーツ・レクリエーションの推進	体育課
4 茂原を愛する心の育成	(1) 郷土愛の育成	教育総務課 学校教育課
	(2) 安全・安心な教育環境の整備	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 東部台文化会館
	(3) 伝統文化の維持継承・振興	生涯学習課 美術館・郷土資料館
	(4) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進	学校教育課 生涯学習課

## (2) 教育方針及び重点施策

茂原市教育施策の大綱により定めた令和5年度の教育方針及び重点施策は、次のとおりです。

### 令和5年度茂原市の教育方針及び重点施策

情報化、グローバル化、少子高齢化が加速度的に進展する世の中にあって、教育に対する期待は益々大きくなってきています。そこで『茂原市教育施策の大綱』に基づき、「人づくり」を中心的課題として捉え「ふるさと茂原を愛し、豊かな心と高い志を持って未来を主体的に生きる人づくり」を目標に、令和5年度茂原市の教育方針及び重点施策を次のように定め、各種事業を実施します。

#### 基本方針 1

#### 社会で生きる力の育成

##### (1) 確かな学力の育成

問題解決的な学習を通して、基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度を養うことに努めます。また、教員の経験年数に応じた参加型の研修を充実させることにより、教員の資質向上を図ります。

##### 【令和5年度の取り組み】

- ・特色ある学校経営及び学習指導要領の実施、カリキュラム・マネジメントの促進に努めるとともに、主体的・対話的で深い学びや思考力・判断力・表現力等の育成の視点からの授業改善と多様な体験活動を推進します。
- ・校長、教頭、教務主任、若年層教員の研修会や、茂原市教育研究協議会の研修において、自己の課題意識に基づいた自主的な研修を進め、教員の資質向上を図ります。
- ・「全国学力・学習状況調査」の結果を基にした指導方法の改善などにより、個に応じた指導を取り入れ、児童生徒の学力の向上を図ります。
- ・インクルーシブ教育システム<sup>※1</sup>の構築を目指し、多様な教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供に努め、特別支援教育支援員の配置や巡回相談員の派遣などを通して、特別支援教育の充実に努めます。
- ・「茂原市立中学校に係る部活動の方針（部活動ガイドライン）」に則り、各中学校は「学校の部活動に係る方針」に基づき、スポーツや文化等を通して、生徒が健全な心と身体を培い豊かな人間性を育むために、バランスの取れた活動に努めます。
- ・部活動の地域移行に向け、先行事例の調査・研究や課題の整理、体制づくり等を行いながら地域の持続可能で多様なスポーツ活動・文化活動の環境づくりに努めます。
- ・本市における特色ある教育を推進するため、本市全体で段階的に小中一貫教育を実施するとともに、その状況を検討する専門委員会を組織します。

<sup>※1</sup> 障害のある者と障害のない者が可能な限り共に学ぶ仕組み

## (2) 幼児教育・保育の充実

遊びを通しての総合的な指導の中で、生きる力の基礎を育む教育を推進するとともに、円滑な接続を見通した幼保小連携を図り、子どもが幼児期から小学校生活になじめるよう、就学前の教育・保育の充実を図ります。

### 【令和5年度の取り組み】

- ・基礎的な能力の育成を重視した教育課程を編成し、豊かな人間性を培う教育の推進に努めます。
- ・小学校への円滑な接続を図るための、幼保小連携の体制づくりを推進します。
- ・幼保一元化を見据え、幼稚園及び保育所の連携の推進に努めます。

## (3) 国際理解教育の推進

グローバル化に対応したコミュニケーション能力の育成を図るため、ALT<sup>※2</sup>等による語学指導の充実、姉妹都市オーストラリア・ソルズベリー市への中学生等海外派遣事業の継続を通して、子どもたちが異なる文化に触れる機会を創出し、異文化を理解できる豊かな感性を育みます。

### 【令和5年度の取り組み】

- ・小中学校における外国語科等において、教員の指導力の向上のための研修の充実を図ります。また、ALTを各校に配置してネイティブの発音に触れる機会を確保し、指導の充実に努めます。
- ・中学生等海外派遣等事業では、中学生及び教員等を国内の国際交流体験施設に派遣します。

## (4) 生涯学び、活躍できる環境の整備

多様化する学習ニーズに対応した学習機会の提供に努め、市民の知識・技術の習得をサポートします。また、その技術等を活用する場を設けることで、生涯を通じて活躍できる環境の整備に努めます。

### 【令和5年度の取り組み】

- ・「市民カレッジ」等の開催により、幅広いジャンルの講座を提供する事で、新たな知識を得たり掘り下げたり出来るよう魅力ある題材の提供に努めます。
- ・市民の要望に応じて、地域社会の一員として生活するために必要な知識や情報を提供する「職員出前講座」の普及を図ります。
- ・生涯学習ガイドブック等により参加してみたい講座やイベントに関する情報提供に努めます。
- ・国・各自治体の施設や関連機関と連携を図り、市民の多様化するニーズに対応できるよう協力体制を整備します。

---

※2 外国語指導助手 (Assistant Language Teacher)

- ・公民館及び東部台文化会館では、多様なニーズにあった主催教室を開催し、市民の学習意欲に応え、教養の向上を図ります。
- ・美術館・郷土資料館では、美術実技講座、小学生講座、歴史セミナー、古文書講座、市史編さん事業講演会等を開催し、作品を創り上げる機会や歴史を学ぶ機会の提供に努めます。

#### （５）情報教育（情報活用能力の育成）の推進

情報化が急速に進展する社会生活の中で、日常的にICTを活用していく力が求められています。学校生活や学習においても、情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけ、学校のICT環境の整備とICTを活用した学習活動の充実を図ります。

##### 【令和５年度の取り組み】

- ・児童生徒用タブレットPCを活用し、学習活動の充実を図ります。
- ・ICT支援員が、授業支援や校内研修などを行うことにより、教員の指導力向上を図り学校のICT教育の充実を図ります。

## 基本方針 2

## 心を育む人間教育の推進

#### （１）いじめ防止への取り組みと相談体制の充実

「茂原市いじめ対応マニュアル」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を組織的・計画的に推進します。

また、子どもの生命・身体を守るため、相談体制の充実を図ります。

##### 【令和５年度の取り組み】

- ・「茂原市いじめ防止基本方針」に基づき、各校の「学校いじめ防止基本方針」を見直し、より効果的にいじめ防止に取り組みます。
- ・いじめに対応する校内委員会を活用し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を組織的・計画的に進めます。
- ・茂原市いじめ等問題対策連絡協議会を活用し、関係機関との連携を図り、協力していじめへの対応を図ります。

#### （２）道徳教育の推進

「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の推進に向け、教員の指導力向上のための研修の充実を図り、子どもたち一人一人が、自分の生き方についての考えを深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育みます。

##### 【令和５年度の取り組み】

- ・道徳の指導法に関する実践的な研修を位置づけ、「考え、議論する道徳」を意識した指導方法の工夫・改善に努めます。
- ・教育活動全体を通じて、豊かな人間関係づくりのためのコミュニケーション能力の育

成に努めます。

### (3) 読書活動の推進

子どもを取り巻く社会環境の変化により、子どもの生活により身近な幼・保・こども園と学校での読書活動の重要性が高まっています。

市立図書館と連携し、幼・保・こども園においては、読書の楽しさを伝え、また学校においては、学校図書館と学校司書を活用した読書活動と学習活動の充実に努めます。

#### 【令和5年度の取り組み】

- ・読書の楽しさや喜びを感じさせることで、豊かな心情を養います。また、学校においては、国語科を中心に各教科等での学校図書館の活用を推進します。
- ・学校司書が配置された小学校では、読書活動や環境整備だけでなく、学習活動の充実に努めます。また、小学校と中学校が連携して読書活動を推進します。
- ・学校図書館の活用を推進するため、資料の充実を図るとともに、司書教諭や学校司書等の資質の向上に努めます。また、市立図書館は、学校図書館の資料の補完に努めます。
- ・学校図書館支援ボランティアを対象に、読み聞かせ等の講習会や情報交換会を開催し、読書環境の整備体制を充実させます。
- ・「第四次茂原市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが本に親しみながら成長していくために、学校図書館・市立図書館及び教育委員会とのさらなる連携体制整備の強化を図ります。
- ・「茂原市子ども読書活動推進会議」を開催し、第四次推進計画に係る各施策に基づいて行った事業の進捗状況を点検し、その結果を翌年度へフィードバックします。

### (4) 青少年の健全育成と家庭教育の充実

青少年指導センターを中心に関係機関、団体、地域と連携し、巡回・補導・相談活動の充実を図り、青少年の非行防止活動を推進します。また、青少年に有害な社会環境・インターネット環境の浄化活動に取り組むとともに、インターネットの適切な使用の啓発に努めます。

子どもたちの社会性や自立性を育む様々な活動を支援するとともに、子どもの人格形成の基礎づくりを担う家庭の教育機能向上を図ります。

#### 【令和5年度の取り組み】

- ・青少年が集まりやすい場所の巡回を強化し、関係機関と情報を共有しながら非行の防止や早期発見に努めます。
- ・広報紙や啓発物品の配布を通して、相談しやすい窓口となるように啓発活動に努めます。
- ・インターネット上に潜む危険性の理解と有害情報から身を守る方法の普及を図るとともにネットパトロールを実施し、SNS上のトラブル防止に努めます。
- ・青少年の健全育成体制の充実を図るため、補助金の交付や団体事務局の運営等を通じ

て青少年育成茂原市民会議、青少年相談員、子ども会等の活動を支援します。

- ・子ども会の活動支援を通して、青少年の奉仕活動・体験活動の推進に努めます。
- ・3歳児、小学校入学を控えた児童、幼稚園児・小学生の保護者に向けて子育て等に関する知識や保護者同士の繋がりを得られる機会を提供し、家庭教育の充実に努めます。

## 基本方針 3

## 芸術文化・スポーツの振興

### (1) 芸術文化の振興

美術館の優れた美術品の展示、企画展、また市民、小中高校生の発表の機会としての展示を行い、親しみのある美術館・郷土資料館づくりと鑑賞する機会の提供に努めます。文化協会の組織充実を図るとともに、市民の文化活動の意欲向上と発表の場を確保するため、文化祭等を開催し、身近で親しみやすく、かつ優れた芸術文化の鑑賞の機会を提供します。

#### 【令和5年度の取り組み】

- ・茂原市文化協会の組織の充実を支援するとともに、市民の文化活動の意欲の向上と発表の場を確保するため文化祭等を開催し、身近で親しみやすく、かつ優れた芸術文化の鑑賞の機会を提供します。
- ・歌舞伎、能・狂言、ミュージカルなどの芸術鑑賞会を企画するとともに、小中学生を対象とした音楽鑑賞教室を7校で開催し、優れた芸術文化に触れる機会を提供します。
- ・文化庁主催の「優秀映画鑑賞推進事業」をはじめとした内外の上質な作品の映画会を開催し、地域における文化活動の活性化を図ります。
- ・公民館まつり、文化会館まつりを開催し、日頃の文化活動の発表の場を確保するとともに、市民に文化活動の情報を提供します。
- ・美術館では、優れた美術品を展示する企画展1回及び年8回の収蔵品展等の開催と、市民美術展、小中学校作品展等の年17回の展覧会の開催により、鑑賞と発表の機会を提供します。

### (2) スポーツ環境の充実

市民スポーツの活動拠点となる市民体育館を安全に利用することができる充実した施設となるよう整備を図るとともに、学校体育施設等の開放を活用し、身近な場所でもスポーツを気軽に取り組むことができる環境整備に努めます。

#### 【令和5年度の取り組み】

- ・市民体育館は、一昨年度に卓球場、剣道場及び柔道場に空調設備を設置、昨年度は大体育室に空調設備を設置し、スポーツ環境の快適性及び利用者の安全性が高められました。東部台文化会館は、体育センターに空調設備を設置し、利用者の利便性の向上を図ります。今後も、本市のスポーツ活動の拠点として充実した施設となるように環境整備を進めます。
- ・学校教育に支障のない範囲で学校施設を地域に開放し、環境整備に努めます。

### (3) スポーツ・レクリエーションの推進

スポーツ・レクリエーションを通して、様々なニーズや志向に合わせた事業を実施し、市民の健康づくり、体力づくりを推進するとともに、スポーツを活用した地域づくりを推進するため、総合型地域スポーツクラブの設立および活動を支援します。

#### 【令和5年度の取り組み】

- ・「市民ひとり1スポーツ」を目標とし、市民の健康づくり、体力づくりを推進するため、本市発祥のスポーツ「タッチバレーボール」や気軽に行える「ウォーキング」を推奨し、スポーツを行う習慣をつくる意識啓発に努めます。
- ・茂原市スポーツ大使（6名）の活躍を市公式SNSなどで周知し、市民のスポーツへの関心度向上に努めます。
- ・本市発祥のスポーツ「タッチバレーボール」の普及に努め、スポーツへの関心や意欲の向上を図ります。
- ・総合型地域スポーツクラブについては、既存クラブの活動支援を引き続き行います。また、更なるクラブ設立に向けて、各地域でのスポーツ推進に努めるほか、市民体育館を拠点とする中央型クラブの設立について研究、協議します。

## 基本方針4

## 茂原を愛する心の育成

### (1) 郷土愛の育成

ふるさと茂原について学ぶ「茂原学」を教科等の年間指導計画に位置づけるとともに、地域にある事業所や公共施設における職場見学・職業体験の充実を図り、地域で働く人々と触れ合う体験を通して郷土を愛する心を育成します。

#### 【令和5年度の取り組み】

- ・児童生徒の発達段階に応じて、茂原市の歴史・伝統文化・産業・自然環境等の内容について、社会科を中心とした学習に位置づけます。
- ・総合的な学習の時間を中心に、小学校では地域安全マップの作成や職場見学（施設見学）、中学校では出前授業や職業調べ等を実施します。
- ・経済的理由により修学の困難な方に対して、必要な奨学資金を貸付することで有為な人材の育成に努めるとともに、奨学資金貸付の在り方について検討します。

### (2) 安全・安心な教育環境の整備

学校施設の老朽化対策については、学校再編との整合性を取りながら計画的に整備し、施設の安全性の確保を図るとともに、適正な管理に努めます。また、児童生徒の通学路の安全確保を図ります。

#### 【令和5年度の取り組み】

- ・学校施設の整備・修繕等を行い施設の安全性の確保を図るとともに、教育環境の充実に努めます。

- ・南中学校と早野中学校の統合に向けて、土砂災害警戒区域等の指定に伴う安全対策に係る調査、検討を進めます。
- ・関係機関と協力し、通学路の安全確保を図ります。
- ・子どもたちにとって、より良い教育環境の確保を第一に考え、「茂原市学校再編第二次実施計画」に基づき、学校再編を推進します。
- ・社会教育・文化施設の適切な整備・維持管理に努めるとともに、利便性の向上に配慮し設備等の充実を図ります。

### （３）伝統文化の維持継承・振興

貴重な文化財を指定文化財として保護・保存していくとともに、郷土資料の収集・整理を進め、美術館・郷土資料館に展示することで、地域の文化財や歴史に対する理解を促し、郷土愛の育成に努めます。

また、郷土芸能発表会等を開催し、地域の伝統文化に触れる機会を提供します。

#### 【令和５年度の取り組み】

- ・市内に現存する貴重な文化財を指定文化財として指定し、公表することで、文化財に対する市民の理解を得ながら保護保存に努めます。
- ・郷土芸能発表会を開催し、多くの市民に伝統芸能保存団体の活動の周知を図るとともに、保存団体に対して存続に向けた意向調査を行い、伝統芸能保存を支援します。
- ・郷土資料館の常設展示の充実に努めるほか、年２回のテーマ展等を開催し、郷土愛の育成に努めます。また、市史編さん事業での調査の成果を展示に反映させていきます。
- ・茂原市史編さん基本方針や刊行計画に沿って市史「資料編」・「通史編」の刊行を継続します。令和４年度の「茂原市史資料編Ⅰ（原始・古代、中世考古）」の刊行に続き、２冊目以降を刊行するため、市史編さん委員会を開催し、調査や編集等を進めます。また、調査の成果として調査報告書を発行します。
- ・市史編さん事業の活動を周知するため、年２回（７月・２月）広報もばらに各時代別の活動内容を紹介します。また、年１回市史編さん事業講演会を実施し、啓蒙を図ります。

### （４）家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

学校支援ボランティア活動の活性化や夏休み子ども教室等の開催などを通じて地域教育力の向上を目指すとともに、学校・家庭・地域の協働を推進します。

#### 【令和５年度の取り組み】

- ・学校・家庭・地域が連携し、授業や学校行事への協力、地域行事への児童生徒の積極的な参加を通して、地域ぐるみで児童生徒を育てるよう努めます。
- ・放課後子ども教室、地域未来塾を開催し、地域ボランティアの積極的な活用を通して地域の教育力の向上を図ります。

#### 4 各施策の点検評価報告書

各施策の評価については、次のとおりです。

(各施策の評価)

A	目標を上回る成果があった施策
B	概ね目標どおりの成果があった施策
C	成果は見られるものの、目標が一部未実施の施策
D	目標が未実施、または成果が見られない施策

基本方針	施策の柱	評価
1 社会で生きる力の育成	(1) 確かな学力の育成	B
	(2) 幼児教育・保育の充実	B
	(3) 国際理解教育の推進	B
	(4) 生涯学び、活躍できる環境の整備	B
	(5) 情報教育（情報活用能力の育成）の推進	B
2 心を育む人間教育の推進	(1) いじめ防止への取り組みと相談体制の充実	B
	(2) 道徳教育の推進	B
	(3) 読書活動の推進	B
	(4) 青少年の健全育成と家庭教育の充実	B
3 芸術文化・スポーツの振興	(1) 芸術文化の振興	B
	(2) スポーツ環境の充実	B
	(3) スポーツ・レクリエーションの推進	B
4 茂原を愛する心の育成	(1) 郷土愛の育成	B
	(2) 安全・安心な教育環境の整備	B
	(3) 伝統文化の維持継承・振興	B
	(4) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進	B

## 1 - (1) 確かな学力の育成

### 【政策・施策区分】

政策区分	基本方針1 社会で生きる力の育成	担当課	学校教育課 生涯学習課 体育課
施策区分	(1) 確かな学力の育成	評価	B

### 【施策の概要（令和5年度当初）】

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特色ある学校経営及び学習指導要領の実施、カリキュラム・マネジメントの促進に努めるとともに、主体的・対話的で深い学びや思考力・判断力・表現力等の育成の視点からの授業改善と多様な体験活動を推進する。</li> <li>・校長、教頭、教務主任、若年層教員の研修会や、茂原市教育研究協議会の研修において、自己の課題意識に基づいた自主的な研修を進め、教員の資質向上を図る。</li> <li>・「全国学力・学習状況調査」の結果を基にした指導方法の改善などにより、個に応じた指導を取り入れ、児童生徒の学力の向上を図る。</li> <li>・インクルーシブ教育システムの構築を目指し、多様な教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供に努め、特別支援教育支援員の配置や巡回相談員の派遣などを通して、特別支援教育の充実に努める。</li> <li>・「茂原市立中学校に係る部活動の方針（部活動ガイドライン）」に則り、各中学校は「学校の部活動に係る方針」に基づき、スポーツや文化等を通して、生徒が健全な心と身体を培い豊かな人間性を育むために、バランスの取れた活動に努める。</li> <li>・部活動の地域移行に向け、先行事例の調査・研究や課題の整理、体制づくり等を行いながら地域の持続可能で多様なスポーツ活動・文化活動の環境づくりに努める。</li> <li>・本市における特色ある教育を推進するため、本市全体で段階的に小中一貫教育を実施するとともに、その状況を検討する専門委員会を組織する。</li> </ul>
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校では、「全国学力・学習状況調査」や千葉県標準学力テスト等の結果を分析し、授業改善に取り組んでいる。</li> <li>・市としても学力向上委員会を開催し、指導のポイントをまとめ、それに対する取り組みを各学校に推奨した。</li> <li>・茂原学と小中一貫教育を軸に、カリキュラム・マネジメントをさらに進める必要がある。</li> <li>・令和5年度から、全小中学校において小中一貫教育を段階的に実施している。今後は「茂原市小中一貫教育推進委員会」で成果と課題について検証するとともに、各中学校区ごとに9年間を見通した教育課程の編成や特色のある教育の実践に取り組んでいく。</li> <li>・令和5年度は、休日の部活動地域移行に関する周知を中心に進めた。また、柔道について、地域クラブの公募を行い、見学会を経て、地域移行のスタートを切ることができた。令和6年度は、バレーボールで地域移行の準備を開始するが、今後、多くの部活動で指導者や地域クラブの不足が予想されることが大きな課題である。さらに、地域移行の主旨や計画を広く周知していくことも課題である。この解決のために各関係機関や学校部活動顧問、保護者との連携を図っていく。</li> </ul>
求める成果	<p>問題解決的な学習を通して、基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度を養うことに努める。また、教員の経験年数に応じた参加型の研修を充実させることにより、教員の資質向上を図る。</p>

【令和5年度の取組に対する評価】

	内容	活動指標
主な取組	教育研究協議会の開催	各部研修会：年3回実施
	教務主任研修会の開催	年3回実施
	若年層教員育成研修会の開催	年3回実施
	学力向上委員会の開催	年3回実施
	特別支援教育研修会の開催	年2回実施
	学校部活動地域移行推進協議会	年3回実施
取組の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年層教員育成研修では、経験5年目までの教員を対象に、不祥事根絶、道徳教育、茂原学、特別な支援を要する児童・生徒への対応、いじめについて「SOSの出し方教育」についての研修を実施した。</li> <li>・教務主任研修会において、9年間を見通した系統性のある学習指導、9年間の一貫した連続性のある生徒指導、切れ目のない特別支援教育について研修を実施した。</li> <li>・休日の学校部活動地域移行に関しては、中学校生徒向け説明会、教職員向け研修会及び地域クラブ向け研修会等を実施し、周知を図った。今年度対象部活動を柔道部とし3月から地域移行を開始した。</li> </ul>	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「全国学力・学習状況調査」の結果や分析を基に、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を行い、学力の向上を目指す。</li> <li>・本市の目指す子供像を共有し、その実現に向けた小中一貫教育を段階的に進めていく。</li> <li>・教員の経験年数や課題に応じた研修を充実させることにより、より実践的な力を養い、授業力の向上を図る。</li> <li>・令和6年度は対象部活動をバレーボール部とし、地域移行の準備を進める。今後も国や県の動向を注視しながら、本市の休日の学校部活動地域移行についての方針に沿って段階的に進めていく。</li> </ul>	

## 1 - (2) 幼児教育・保育の充実

### 【政策・施策区分】

政策区分	基本方針1 社会で生きる力の育成	担当課	学校教育課
施策区分	(2) 幼児教育・保育の充実	評価	B

### 【施策の概要（令和5年度当初）】

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎的な能力の育成を重視した教育課程を編成し、豊かな人間性を培う教育の推進に努める。</li> <li>・ 小学校への円滑な接続を図るための、幼保小連携の体制づくりを推進する。</li> <li>・ 幼保一元化を見据え、幼稚園及び保育所の連携の推進に努める。</li> </ul>
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校と幼稚園・保育所との交流を図るなど、連携に努める必要がある。</li> <li>・ 幼稚園の適正化について「公立保育所・幼稚園整備計画」により、取り組みを進める必要がある。</li> </ul>
求める成果	遊びを通しての総合的な指導の中で、生きる力の基礎を育む教育を推進するとともに、円滑な接続を見通した幼保小連携を図り、子どもが幼児期から小学校生活になじめるよう、就学前の教育・保育の充実を図る。

### 【令和5年度の取組に対する評価】

	内容	活動指標
主な取組	豊かな人間性を養う教育	1クラス2名の教員を配置した。
	幼小の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児期の教育研修（1回）を実施した。</li> <li>・ 小学校教諭との意見交換を実施した。</li> <li>・ 園児と小学生の交流（2回）を実施した。</li> </ul>
	幼保一元化	幼保連絡協議会で講演会を実施した。
取組の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校と幼稚園、保育所の連携を推進することにより、小1プロブレム等の不適應への対応が図られた。</li> </ul>	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豊かな人間性を培うため、さらに幼児教育の充実を図る。</li> <li>・ 小学校との連携を図る。</li> <li>・ 第3期茂原市子ども・子育て支援事業計画と整合性を図るとともに、公立幼稚園のあり方について検討する。</li> </ul>	

### 1 - (3) 国際理解教育の推進

#### 【政策・施策区分】

政策区分	基本方針1 社会で生きる力の育成	担当課	学校教育課
施策区分	(3) 国際理解教育の推進	評価	B

#### 【施策の概要（令和5年度当初）】

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校における外国語科等において、教員の指導力の向上のための研修の充実を図る。また、ALTを各校に配置してネイティブの発音に触れる機会を確保し、指導の充実に努める。</li> <li>・中学生等海外派遣等事業では、中学生及び教員等を国内の国際交流体験施設に派遣する。</li> </ul>
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担任とALTがTT（ティーム・ティーチング）で指導できる体制の充実が必要である。</li> <li>・中学生の姉妹都市ソルズベリー市派遣を国内研修に切り替えて実施した。語学力やコミュニケーション能力の向上を図ることができたが、今後は異文化を経験できるような研修を企画していく必要がある。</li> </ul>
求める成果	<p>グローバル化に対応したコミュニケーション能力の育成を図るため、ALT等による語学指導の充実、姉妹都市オーストラリア・ソルズベリー市への中学生等海外派遣事業の継続を通して、子どもたちが異なる文化に触れる機会を創出し、異文化を理解できる豊かな感性を育む。</p>

#### 【令和5年度の取組に対する評価】

	内容	活動指標
主な取組	小中学校教員の指導力向上のための研修の充実	夏季休業中に集合研修として行う。
	中学生等海外派遣等事業の継続	中学生及び教員等を国内の国際交流体験施設に派遣する。
取組の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季休業中の集合研修は、小中合同で開催し、ALTの効果的な活用方法や小中連携のための情報交換等を行った。</li> <li>・中学生等海外派遣等事業は、国内の国際交流体験施設にて外国語研修を行った。</li> </ul>	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校で学習した内容が中学校での英語科の学習につながるような小中連携を充実させる。</li> <li>・小中学校教員の指導力向上の研修会を、夏季休業中に実施していく。</li> <li>・中学生等海外派遣等事業については、国内外での外国語研修を継続して実施していく。</li> </ul>	

### 1 - (4) 生涯学び、活躍できる環境の整備

#### 【政策・施策区分】

政策区分	基本方針1 社会で生きる力の育成	担当課	生涯学習課 東部台文化会館 美術館・郷土資料館 各公民館
施策区分	(4) 生涯学び、活躍できる環境の整備	評価	B

#### 【施策の概要（令和5年度当初）】

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市民カレッジ」等の開催により、幅広いジャンルの講座を提供する事で、新たな知識を得たり掘り下げたり出来るよう魅力ある題材の提供に努める。</li> <li>・市民の要望に応じて、地域社会の一員として生活するために必要な知識や情報を提供する「職員出前講座」の普及を図る。</li> <li>・生涯学習ガイドブック等により参加してみたい講座やイベントに関する情報提供に努める。</li> <li>・国・各自治体の施設や関連機関と連携を図り、市民の多様化するニーズに対応できるよう協力体制を整備する。</li> <li>・公民館及び東部台文化会館では、多様なニーズにあった主催教室を開催し、市民の学習意欲に応え、教養の向上を図る。</li> <li>・美術館・郷土資料館では、美術実技講座、小学生講座、歴史セミナー、古文書講座、市史編さん事業講演会等を開催し、作品を創り上げる機会や歴史を学ぶ機会の提供に努める。</li> </ul>
現状と課題	コロナ禍が沈静化し、各種講座の参加者が回復してきており、以前の水準で市民の学習ニーズに応えることができる体制作りが必要である。
求める成果	多様化する学習ニーズに対応した学習機会の提供に努め、市民の知識・技術の習得をサポートする。また、その技術等を活用する場を設けることで、生涯を通じて活躍できる環境の整備に努める。

#### 【令和5年度の取組に対する評価】

	内容	活動指標
主な取組	職員出前講座の開催	33回 895人
	主催教室の開催	公民館 28教室 1,406人 東部台文化会館 5教室 260人
	各種講座の開催	市民カレッジ 7回 108人 美術実技講座 4回 42人 学芸員による展示解説会（美術収蔵品展、美術企画展） 5回及び美術館バックヤードツアー（収蔵庫見学会） 1回 118人 作者による展示解説会 1回 145人 歴史セミナー 3回 65人、古文書講座 5回 144人 市史編さん事業講演会 1回 15人

取組の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎回テーマを変えた市民カレッジにおいては、市民の学習意欲の広がりがみられた。</li> <li>・ 東部台文化会館では公式ワナゲ教室、薬膳とヨガの健康教室、クラフトバンド教室などを実施し、市民の教養及び健康の増進に寄与した。</li> <li>・ 美術館・郷土資料館における美術実技講座では、初心者のための油絵講座などを実施し、初の試みとしてバックヤードツアー（収蔵庫見学会）を実施した。</li> <li>・ 公民館の主催教室では、書道教室、ヨーガ教室、クラフトバンド教室、日本絵教室、季節のフラワーアレンジ教室、夏休み子どもトールペイント教室など、概ね計画どおりに実施できた。（中央公民館については水害のため下半期は未実施）</li> </ul>
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民のニーズに対応した主催教室の企画立案を図る。</li> <li>・ 企業等と連携し、費用をかけずに主催教室の企画立案を図り実施する。</li> </ul>

## 1－(5) 情報教育（情報活用能力の育成）の推進

### 【政策・施策区分】

政策区分	基本方針1 社会で生きる力の育成	担当課	学校教育課
施策区分	(5) 情報教育（情報活用能力の育成）の推進	評価	B

### 【施策の概要（令和5年度当初）】

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒用タブレットPCを活用し、学習活動の充実を図る。</li> <li>・ICT支援員が、授業支援や校内研修などを行うことにより、教員の指導力向上を図り学校のICT教育の充実を図る。</li> </ul>
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT機器を授業で活用する場面が広がっている。</li> <li>・効果的な活用方法について検証していく必要がある。</li> </ul>
求める成果	<p>情報化が急速に進展する社会生活の中で、日常的にICTを活用していく力が求められている。学校生活や学習においても、情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけ、学校のICT環境の整備とICTを活用した学習活動の充実を図る。</p>

### 【令和5年度の取組に対する評価】

	内容	活動指標
主な取組	ICT支援員連絡協議	4回
	ICT研修	4回
	1人1台端末の活用推進	欠席連絡のICT化等、校務での活用促進
取組の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校において、児童生徒がクラウドを活用した授業改善が進められ、学習活動の充実が図られた。</li> <li>・ICT支援員の活用が進み、教員の授業改善・指導力向上が図られた。</li> <li>・タブレットPCを校務でも活用することにより、機能や活用方法について理解が深まり、授業での活用の幅が広がった。</li> </ul>	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修等により、教員が1人1台端末を活用した授業の在り方について、さらに知識・理解を深めることにより、児童生徒の情報活用能力の育成を図る。</li> <li>・問題解決や探求学習の中で情報活用能力を活用する機会を増やすことにより、「学習の基盤となる資質・能力」全体の育成を図る。</li> </ul>	

## 2 - (1) いじめ防止への取り組みと相談体制の充実

### 【政策・施策区分】

政策区分	基本方針2 心を育む人間教育の推進	担当課	学校教育課
施策区分	(1) いじめ防止への取り組みと相談体制の充実	評価	B

### 【施策の概要（令和5年度当初）】

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「茂原市いじめ防止基本方針」に基づき、各校の「学校いじめ防止基本方針」を見直し、より効果的にいじめ防止に取り組む。</li> <li>・いじめに対応する校内委員会を活用し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を組織的・計画的に進める。</li> <li>・茂原市いじめ等問題対策連絡協議会を活用し、関係機関との連携を図り、協力していじめへの対応を図る。</li> </ul>
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間複数回定期的なアンケートとそれを基にした教育相談の実施や教育相談箱の活用等により、いじめの早期発見・早期解決にあたっている。</li> <li>・SNSによる問題が多くなり、いじめを発見しにくくなっている。</li> <li>・「いじめ等問題対策連絡協議会」を通し、関係機関との連携をさらに密にしていける必要がある。</li> </ul>
求める成果	<p>「茂原市いじめ対応マニュアル」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を組織的・計画的に推進する。また、子どもの生命・身体の安全を守るため、相談体制の充実を図る。</p>

### 【令和5年度の取組に対する評価】

	内容	活動指標
主な取組	定期的なアンケートの実施	各学校とも、年2回以上実施
	定期的な教育相談の実施	各学校ともアンケートの実施を受け、児童生徒との面談を年2回以上実施
	問題行動対策連絡協議会の開催	年2回実施
取組の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートは年2回以上の実施が定着し、回答方法も記名式・無記名式・選択式等、児童生徒が回答しやすいよう工夫している。</li> <li>・教育相談は、担任だけでなく別の教員が面談相手とすることも認めるなど、児童生徒が悩み等を話しやすい環境になるよう工夫している。</li> <li>・各校ともスクールカウンセラーはもとより、関係機関との連携を図るようにしている。</li> <li>・「茂原市いじめ防止基本方針」を策定し、それに伴い「茂原市いじめ防止対応マニュアル」を改訂した。</li> </ul>	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「茂原市いじめ防止基本方針」及び「茂原市いじめ対応マニュアル(改訂版)」を元に「学校いじめ防止基本方針」を年度当初に見直し、各学校が教職員の共通理解のもと、いじめ等の問題行動への対応を進めていく。</li> <li>・「茂原市いじめ等問題対策連絡協議会」を中心に、各機関や地域全体がいじめ防止に向けて連携・協力できるような体制を整える。</li> </ul>	

## 2 - (2) 道徳教育の推進

### 【政策・施策区分】

政策区分	基本方針2 心を育む人間教育の推進	担当課	学校教育課
施策区分	(2) 道徳教育の推進	評価	B

### 【施策の概要（令和5年度当初）】

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳の指導法に関する実践的な研修を位置づけ、「考え、議論する道徳」を意識した指導方法の工夫・改善に努める。</li> <li>・教育活動全体を通じて、豊かな人間関係づくりのためのコミュニケーション能力の育成に努める。</li> </ul>
現状と課題	「考え、議論する道徳」の実践に向け、教員の指導力向上や評価方法について理解を深めることが課題である。
求める成果	「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の推進に向け、教員の指導力向上のための研修の充実を図り、子どもたち一人ひとりが、自分の生き方についての考えを深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育む。

### 【令和5年度の取組に対する評価】

	内容	活動指標
主な取組	教育活動全体を通して行う道徳教育	各教科、領域の年間指導計画に道徳教育との関連を明記
	映像教材の整備・充実	千葉県教育委員会が作成した映像教材や視聴覚教材センター所有の道徳教材の活用
	若年層育成研修会	道徳教育に関する研修の実施
取組の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県教育委員会が作成した映像教材や視聴覚教材センター所蔵の道徳教材を活用し、道徳教育の充実を図った。</li> <li>・「考え、議論する道徳」の実践に向け、若年層教員の指導力向上や評価方法について理解を深めた。また、道徳科に生かす指導の工夫を取り入れた指導案作成をし、授業実践力向上を図った。</li> </ul>	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科書教材の活用や指導方法、評価の工夫等について、更に研修を重ね、指導力向上に取り組んでいく。</li> </ul>	

## 2 - (3) 読書活動の推進

### 【政策・施策区分】

政策区分	基本方針2 心を育む人間教育の推進	担当課	学校教育課 生涯学習課
施策区分	(3) 読書活動の推進	評価	B

### 【施策の概要（令和5年度当初）】

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読書の楽しさや喜びを感じさせることで、豊かな心情を養います。また、学校においては、国語科を中心に各教科等での学校図書館の活用を推進する。</li> <li>・学校司書が配置された小学校では、読書活動や環境整備だけでなく、学習活動の充実に努める。また、小学校と中学校が連携して読書活動を推進する。</li> <li>・学校図書館の活用を推進するため、資料の充実に努めるとともに、司書教諭や学校司書等の資質の向上に努める。また、市立図書館は、学校図書館の資料の補完に努める。</li> <li>・学校図書館支援ボランティアを対象に、読み聞かせ等の講習会や情報交換会を開催し、読書環境の整備体制を充実させる。</li> <li>・「第四次茂原市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが本に親しみながら成長していくために、学校図書館・市立図書館及び教育委員会とのさらなる連携体制整備の強化を図る。</li> <li>・「茂原市子ども読書活動推進会議」を開催し、第四次推進計画に係る各施策に基づいて行った事業の進捗状況を点検し、その結果を翌年度へフィードバックする。</li> </ul>
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍によって中止していた読み聞かせ等の支援ボランティア活動が戻りつつある。</li> <li>・今後、更なる読書環境の充実に努める必要がある。</li> </ul>
求める成果	<p>子どもを取り巻く社会環境の変化により、子どもの生活により身近な幼・保・こども園と学校での読書活動の重要性が高まっている。</p> <p>市立図書館と連携し、幼・保・こども園においては、読書の楽しさを伝え、また学校においては、学校図書館と学校司書を活用した読書活動と学習活動の充実に努める。</p>

### 【令和5年度の取組に対する評価】

	内容	活動指標
主な取組	学校司書の配置	学校司書を、全12小学校へ年間40週配置（大規模校週3日、中規模校週2日、小規模校週1日）
	茂原市子ども読書活動推進協議会の開催	学校図書館及び市立図書館における各施策の推進状況を検証
取組の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全小学校に配置している学校司書により、図書館環境が整備され、読書指導・授業支援の充実が図られた。</li> <li>・同一敷地内にあり学校図書館を共有している、本納小学校と本納中学校については、学校司書が小中一貫教育の一翼を担った。</li> </ul>	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校においては、学校司書を活用した授業づくりの推進を図る。</li> <li>・中学校の学校図書館担当と学校司書との合同研修により、中学校の授業での効果的な図書の活用方法等を検討する。</li> <li>・市立図書館と連携し、図書館教育担当教諭及び学校司書の資質向上を図るための研修を充実させる。</li> </ul>	

## 2 - (4) 青少年の健全育成と家庭教育の充実

### 【政策・施策区分】

政策区分	基本方針2 心を育む人間教育の推進	担当課	生涯学習課 青少年指導センター
施策区分	(4) 青少年の健全育成と家庭教育の充実	評価	B

### 【施策の概要（令和5年度当初）】

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年が集まりやすい場所の巡回を強化し、関係機関と情報を共有しながら非行の防止や早期発見に努める。</li> <li>・ 広報紙や啓発物品の配布を通して、相談しやすい窓口となるように啓発活動に努める。</li> <li>・ インターネット上に潜む危険性の理解と有害情報から身を守る方法の普及を図るとともにネットパトロールを実施し、SNS上のトラブル防止に努める。</li> <li>・ 青少年の健全育成体制の充実を図るため、補助金の交付や団体事務局の運営等を通じて青少年育成茂原市民会議、青少年相談員、子ども会等の活動を支援する。</li> <li>・ 子ども会の活動支援を通して、青少年の奉仕活動・体験活動の推進に努める。</li> <li>・ 3歳児、小学校入学を控えた児童、幼稚園児・小学生の保護者に向けて子育て等に関する知識や保護者同士の繋がりを得られる機会を提供し、家庭教育の充実に努める。</li> </ul>
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、青少年の活動の活発化が予想される。集まりやすい場所の巡回や不審者対応等の対策強化が必要になる。</li> <li>・ SNSトラブルの低年齢化が問題となっている。インターネット・スマートフォンの安全な使用方法の啓発活動と、ネットパトロールの強化が必要となる。</li> <li>・ 少子化や高度情報化等、青少年を取り巻く環境の変化に応じ、青少年健全育成に関する体制や施策の見直しが必要である。</li> </ul>
求める成果	<p>青少年指導センターを中心に関係機関、団体、地域と連携し、巡回・補導・相談活動の充実を図り、青少年の非行防止活動を推進する。また、青少年に有害な社会環境・インターネット環境の浄化活動に取り組むとともに、インターネットの適切な使用の啓発に努める。</p> <p>子どもたちの社会性や自立性を育む様々な活動を支援するとともに、子ども的人格形成の基礎づくりを担う家庭の教育機能向上を図る。</p>

【令和5年度の取組に対する評価】

	内容	活動指標
主な取組	街頭補導	実施回数：557回 (補導者：323人 補導参加者：1,134人)
	相談	相談件数：135件(うち不審者：62件)
	ネットパトロール	実施回数：168回(指導件数：36件)
	各種大会の開催	少年の主張大会 143人参加 タッチバレーボール交流大会 57人参加 つつじマラソン大会は悪天候により中止
	奉仕活動・体験活動の推進	わくわく研修会 28人参加 写真コンテスト 48点応募
	家庭教育学級の開催	幼稚園・小学校家庭教育学級 38回 523人参加 幼児期(3歳児)家庭教育学級 5回 50人参加 就学時子育て講座 12回 518人参加
取組の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年指導センターへの相談件数が増加し、関係機関との連携が進んだ。</li> <li>・青少年育成関係団体について、事務局を担い運営を支えた。また、補助金交付により財政面からも支援した。</li> <li>・青少年育成施策の充実に向け、社会教育委員に意見を伺った。</li> <li>・家庭教育学級は、いずれの取り組みもアンケートで高評価を得ており、家庭の教育機能向上に寄与した。</li> </ul>	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットパトロールを強化し、問題の深刻化を防止する。</li> <li>・スマホ安全教室の実施回数を増加させる。</li> <li>・青少年健全育成については、各種事業の効果検証と改善を行い、青少年の成長により良い影響を与えられるように施策の充実を図る。</li> <li>・家庭教育学級については、引き続き、子どもの成長過程に応じた各種取り組みを提供していく。</li> </ul>	

### 3 - (1) 芸術文化の振興

#### 【政策・施策区分】

政策区分	基本方針3 芸術文化・スポーツの振興	担当課	生涯学習課 東部台文化会館 美術館・郷土資料館 各公民館
施策区分	(1) 芸術文化の振興	評価	B

#### 【施策の概要（令和5年度当初）】

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茂原市文化協会の組織の充実を支援するとともに、市民の文化活動の意欲の向上と発表の場を確保するため文化祭等を開催し、身近で親しみやすく、かつ優れた芸術文化の鑑賞の機会を提供する。</li> <li>・歌舞伎、能・狂言、ミュージカルなどの芸術鑑賞会を企画するとともに、小中学生を対象とした音楽鑑賞教室を7校で開催し、優れた芸術文化に触れる機会を提供する。</li> <li>・文化庁主催の「優秀映画鑑賞推進事業」をはじめとした内外の上質な作品の映画会を開催し、地域における文化活動の活性化を図る。</li> <li>・公民館まつり、文化会館まつりを開催し、日頃の文化活動の発表の場を確保するとともに、市民に文化活動の情報を提供する。</li> <li>・美術館では、優れた美術品を展示する企画展1回及び年8回の収蔵品展等の開催と、市民美術展、小中学校作品展等の年17回の展覧会の開催により、鑑賞と発表の機会を提供する。</li> </ul>
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化祭は、茂原市文化協会が主体となり参加者及び来場者の更なる増加を図る必要がある。</li> <li>・歌舞伎、能・狂言、ミュージカルなどの芸術文化鑑賞会は市民ニーズに対応した企画立案が必要である。</li> <li>・小中学校音楽鑑賞教室は、学校の意見を聞きながら事業の充実を図るとともに市内演奏家の積極的な活用に努める必要がある。</li> <li>・近年の有名な映画を上映する映画会を開催する。</li> </ul>
求める成果	美術館の優れた美術品の展示、企画展、また市民、小中高校生の発表の機会としての展示を行い、親しみのある美術館・郷土資料館づくりと鑑賞する機会の提供に努める。文化協会の組織充実を図るとともに、市民の文化活動の意欲向上と発表の場を確保するため、文化祭等を開催し、身近で親しみやすく、かつ優れた芸術文化の鑑賞の機会を提供する。

【令和5年度の取組に対する評価】

	内容	活動指標
主な取組	茂原市文化協会	文化祭他、各種文化活動に努める。
	茂原市文化協会視察研修	茂原市文化協会として視察研修を企画、実施
	文化祭	文化祭は、「秋の芸術週間」と名称を変更して開催した。
	芸術文化鑑賞会	市民ニーズに対応した検討
	小中学校音楽鑑賞教室	小中学校6校で開催 1,869人
	美術企画展、美術収蔵品展、共催展示、秋の芸術週間等の開催	美術企画展1回、美術収蔵品展等9回、共催展示18回 34,332人
	収蔵資料閲覧ウェブページ、バーチャルミュージアムによる情報提供	美術館の全収蔵資料(一部の関連資料を除く)約4,200点の画像、情報を提供 バーチャルミュージアム映像27本を配信
	映画会	1日1作品 午前、午後各1回計2回上映648人
	会館まつり(東部台文化会館)	2日間開催 1,163人
	公民館まつり	令和5年台風第13号の接近に伴う大雨の影響により中止
取組の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茂原市文化協会は、各種芸術文化団体の相互理解が得られた。</li> <li>・文化祭は、令和5年台風第13号の接近に伴う大雨の影響を考慮し、「秋の芸術週間」と名称を変えて実施した。</li> <li>・茂原市文化協会として、千葉県芸術文化団体協議会主催の文化芸術フォーラムに23名で参加した。</li> <li>・芸術文化鑑賞会については、開催方法について検討した。</li> <li>・小中学校音楽鑑賞教室は、予定していた全7校中6校で実施できた。</li> <li>・秋の芸術週間、4年ぶりとなる美術企画展、初の試みとなるもばら子どもギャラリー、収蔵品展、共催展示はいずれも好評であり、来館者数もコロナ禍以前なみに回復しつつある。</li> </ul>	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茂原市文化協会として、各種芸術文化団体の相互理解をさらに深める。</li> <li>・新たな文化祭の形を検討する。</li> <li>・バーチャルミュージアム映像の配信は、収蔵品展の他、共催展示についても行い好評であり、再生数も伸びていることから、今後も継続する。</li> <li>・大画面でみる映画会は、より良い作品を上映できるようにする。</li> </ul>	

### 3 - (2) スポーツ環境の充実

#### 【政策・施策区分】

政策区分	基本方針3 芸術文化・スポーツの振興	担当課	体育課 東部台文化会館
施策区分	(2) スポーツ環境の充実	評価	B

#### 【施策の概要（令和5年度当初）】

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民体育館は、一昨年度に卓球場、剣道場及び柔道場に空調設備を設置、昨年度は大体育室に空調設備を設置し、スポーツ環境の快適性及び利用者の安全性が高められた。東部台文化会館は、体育センターに空調設備を設置し、利用者の利便性の向上を図る。今後も、本市のスポーツ活動の拠点として充実した施設となるように環境整備を進める。</li> <li>・学校教育に支障のない範囲で学校施設を地域に開放し、環境整備に努める。</li> </ul>
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民体育館は、安全かつ快適なスポーツ環境の提供を行っている。</li> <li>・東部台文化会館は、今年度に体育センターに空調設備を設置することにより、安全かつ快適なスポーツ環境の整備を進める。</li> <li>・学校施設等開放については、各学校ともに多くの利用者が利用している。できる限り利用希望に沿えるよう調整を図っていく。</li> </ul>
求める成果	市民スポーツの活動拠点となる市民体育館を安全に利用することができる充実した施設となるよう整備を図るとともに、学校体育施設等の開放を活用し、身近な場所でもスポーツを気軽に取り組むことができる環境整備に努める。

#### 【令和5年度の取組に対する評価】

	内容	活動指標
主な取組	東部台文化会館体育センター空調設備設置工事	契約額 45,078,000 円
	学校施設及び旧学校施設（体育施設）の有効活用	暫定的に旧学校施設（体育施設）のスポーツ施設貸出を行う。
	小学校施設開放	利用状況 体育館 1,819 回、グラウンド 337 回 延べ利用者数 42,191 人
	中学校施設開放	利用状況 体育館 1,101 回、グラウンド 1 回、 延べ利用者数 15,160 人
取組の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民体育館は、卓球場・剣道場・柔道場及び大体育室に空調設備を設置したことにより、年間を通じて快適なスポーツ環境が整い、スポーツ機会の提供が行うことができた。</li> <li>・利用者の安全性を高めるため、今年度は東部台文化会館の体育センターに空調設備を設置し、利用者にとって充実したスポーツ施設となるよう整備を進めた。</li> <li>・旧学校施設（体育施設）を暫定的にスポーツ施設として貸出を行うことにより、身近なスポーツ環境づくりを推進できた。</li> </ul>	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民体育館は、利用者にとって充実したスポーツ施設であるよう今後も整備及び維持管理に努める。</li> <li>・東部台文化会館は、今年度までに体育センターに空調設備を設置することができた。今後は、体育センターの空調機を活用し、体育センターの利用者の利便性の向上及び快適な環境の提供に努める。</li> <li>・学校施設開放の円滑な運営を行う。</li> <li>・旧学校施設については、有効な活用方法の検討を全庁的に考えていく。</li> </ul>	

### 3-(3) スポーツ・レクリエーションの推進

#### 【政策・施策区分】

政策区分	基本方針3 芸術文化・スポーツの振興	担当課	体育課
施策区分	(3) スポーツ・レクリエーションの推進	評価	B

#### 【施策の概要（令和5年度当初）】

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市民ひとり1スポーツ」を目標とし、市民の健康づくり、体力づくりを推進するため、本市発祥のスポーツ「タッチバレーボール」や気軽に行える「ウォーキング」を推奨し、スポーツを行う習慣をつくる意識啓発に努める。</li> <li>・茂原市スポーツ大使（6名）の活躍を市公式SNSなどで周知し、市民のスポーツへの関心度向上に努める。</li> <li>・本市発祥のスポーツ「タッチバレーボール」の普及に努め、スポーツへの関心や意欲の向上を図る。</li> <li>・総合型地域スポーツクラブについては、既存クラブの活動支援を引き続き行う。また、更なるクラブ設立に向けて、各地域でのスポーツ推進に努めるほか、市民体育館を拠点とする中央型クラブの設立について研究、協議する。</li> </ul>
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規模縮小等いくつかの対策を講じた上ではあるが、コロナ5類移行もあり、概ね予定していた事業及びイベントを行うことができた。今後も事業・イベントの実施方法等を検討しながら、市民の健康づくり、体力づくりを推進していく。</li> </ul>
求める成果	<p>スポーツ・レクリエーションを通して、様々なニーズや志向に合わせた事業を実施し、市民の健康づくり、体力づくりを推進するとともに、スポーツを活用した地域づくりを推進するため、総合型地域スポーツクラブの設立および活動を支援する。</p>

#### 【令和5年度の取組に対する評価】

	内容	活動指標
主な取組	もばらタッチバレーボール千葉県大会	41チーム 206人の参加
	茂原市スポーツレクリエーション祭	中止（もばらタッチバレーボール千葉県大会を令和5年台風第13号の接近に伴う大雨の影響により延期開催したため）
	大人のスポーツテスト	15人の参加
	大相撲鍛山部屋ふれあい相撲	520人の参加
	レッツエンジョイスports	計12回 延べ295人の参加
	レッツエンジョイウォーキング	計2回 延べ45人の参加
取組の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茂原市スポーツレクリエーション祭は中止となったが、その他予定していた事業は実施できた。</li> <li>・身近で気軽に行えるウォーキングの普及のため、希望者にウォーキングマップを配付するなど、市民の健康づくり、体力づくりの推進に努めた。</li> </ul>	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント参加者等のニーズをくみ取り、事業・イベントの実施方法等を検討し、魅力的な事業実施に繋げる。</li> <li>・今後のスポーツ振興のあり方についても検討していく。</li> </ul>	

#### 4 - (1) 郷土愛の育成

##### 【政策・施策区分】

政策区分	基本方針4 茂原を愛する心の育成	担当課	教育総務課 学校教育課
施策区分	(1) 郷土愛の育成	評価	B

##### 【施策の概要（令和5年度当初）】

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の発達段階に応じて、茂原市の歴史・伝統文化・産業・自然環境等の内容について、社会科を中心とした学習に位置づける。</li> <li>・総合的な学習の時間を中心に、小学校では地域安全マップの作成や職場見学（施設見学）、中学校では出前授業や職業調べ等を実施する。</li> <li>・経済的理由により修学の困難な方に対して、必要な奨学資金を貸付することで有為な人材の育成に努めるとともに、奨学資金貸付の在り方について検討する。</li> </ul>
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各小中学校で「茂原学」を軸としてカリキュラム・マネジメントを行い、体系的に学習内容を整理した。</li> <li>・「茂原学」については、関係課との役割を協議する必要がある。</li> <li>・奨学資金の貸付については、国の奨学資金制度の充実に伴い、新規貸付者が減少傾向にあり、千葉県内市町村の状況を把握し、在り方について検討する必要がある。</li> </ul>
求める成果	ふるさと茂原について学ぶ「茂原学」を教科等の年間指導計画に位置づけるとともに、地域にある事業所や公共施設における職場見学・職業体験の充実を図り、地域で働く人々と触れ合う体験を通して郷土を愛する心を育成する。

##### 【令和5年度の取組に対する評価】

	内容	活動指標
主な取組	茂原学の周知	各学校で取り組んだ茂原学の学習の様子を各学校のHPで紹介した。
	地域等と連携した茂原学の充実	地域及び関係機関と連携して茂原学の充実を図った。 市職員出前講座の活用回数9回（小学校2校、中学校3校）
	奨学資金の貸付	新規貸付者：5人 継続貸付者：12人 貸付額：10,800千円 千葉県内54市町村に奨学資金制度の調査実施 市町村数：貸付33、給付13、返還支援9
取組の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「茂原学」については、小中一貫教育の柱の一つとして、各学校で工夫して実施することができた。</li> <li>・経済的な理由により修学が困難であり、奨学資金が必要な方に対して審査を行い、貸付を実施した。また、千葉県内の市町村に奨学資金制度の調査を行い、回答のあった内容を検討し、奨学資金の貸付を継続することとした。</li> </ul>	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習内容を整理した「茂原学」について、継続的・発展的な内容として取り組めるようにする。</li> <li>・経済的理由により修学の困難な方に対して、必要な奨学資金を貸付することで有為な人材の育成に努めるとともに、国が多子世帯の大学授業料無償化等を検討していることから、動向を注視し、在り方を検討する。</li> </ul>	

#### 4 - (2) 安全・安心な教育環境の整備

##### 【政策・施策区分】

政策区分	基本方針 4 茂原を愛する心の育成	担当課	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 東部台文化会館
施策区分	(2) 安全・安心な教育環境の整備	評価	B

##### 【施策の概要（令和5年度当初）】

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校施設の整備・修繕等を行い施設の安全性の確保を図るとともに、教育環境の充実に努める。</li> <li>南中学校と早野中学校の統合に向けて、土砂災害警戒区域等の指定に伴う安全対策に係る調査、検討を進める。</li> <li>関係機関と協力し、通学路の安全確保を図る。</li> <li>子どもたちにとって、より良い教育環境の確保を第一に考え、「茂原市学校再編第二次実施計画」に基づき、学校再編を推進する。</li> <li>社会教育・文化施設の適切な整備・維持管理に努めるとともに、利便性の向上に配慮し設備等の充実に努める。</li> </ul>
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校施設の老朽化対策や、衛生環境の改善、危険性、緊急性を有する修繕等、良好な教育環境の確保が求められている。</li> <li>老木等の倒木による事故等を未然に防ぐため、倒木のおそれがある樹木を伐採し、安全性を確保する必要がある。</li> <li>学校再編については、保護者及び地域住民の理解を得ながら進めて行く必要がある。</li> <li>通学路の安全確保のため、未整備箇所や新たな危険箇所の早急な対応が求められている。</li> <li>社会教育施設や文化施設は、老朽化への対応が課題である。</li> </ul>
求める成果	学校施設の老朽化対策については、学校再編との整合性を取りながら計画的に整備し、施設の安全性の確保を図るとともに、適正な管理に努める。また、児童生徒の通学路の安全確保を図る。

##### 令和5年度の取組に対する評価】

	内容	活動指標
主な取組	学校施設整備・修繕	工事：小学校 13 か所、中学校 6 か所、幼稚園 1 か所 修繕：小学校 54 か所、中学校 36 か所、幼稚園 1 か所 小破修繕：小中学校 384 か所、幼稚園 13 か所 樹木伐採：小学校 4 校、中学校 2 校
	南中学校と早野中学校の学校再編に関する説明の実施	<b>【対象：保護者】</b> ・ 4 / 15 早野中 PTA 総会（早野中体育館） ・ 4 / 21 南中 PTA 合同委員会（南中体育館） ・ 4 / 22 五郷小 PTA 総会（五郷小体育館） <b>【対象：地域住民】</b> ・ 4 / 30 鶴枝地区自治会長連合会総会（鶴枝公民館） ・ 5 / 14 五郷地区自治会長連合会総会（五郷福祉センター）
	五郷地区学校再編に係る代表者会議の開催	・ 7 / 19（五郷福祉センター） 対象：関係する小中学校の保護者及び地域住民の各代表

主な取組	学校再編に関する話し合い(豊岡地区)の実施	・12/21(豊岡福祉センター) 対象:豊岡小保護者及び地域住民の各代表
	通学路の整備	危険箇所73箇所中、45箇所を改善した。
	社会教育・文化施設の整備・修繕	工事:11件(中央公民館1件、本納公民館1件、鶴枝公民館1件、東部台文化会館6件、美術館・郷土資料館1件、社会教育センター1件) 修繕:42件(中央公民館4件、本納公民館5件、鶴枝公民館11件、東部台文化会館16件、美術館・郷土資料館5件、社会教育センター1件)
取組の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設の整備では、衛生環境の改善や防災機能強化に関する工事及び老朽化対策工事や緊急性を有する工事など教育環境の整備に努めるとともに、倒木等の危険性のある樹木等について、伐採作業を行い、児童生徒等の安全確保を図った。また、学校からの要望に応じて、予防保全を含めた小破修繕を行った。</li> <li>・南中学校の土砂災害警戒区域等の指定に伴う安全対策について、設計等を実施した。</li> <li>・茂原市学校再編第二次実施計画に基づく、南中学校と早野中学校の学校再編について、地域での説明会等を重ね、統合への理解が深まったことから、五郷地区学校再編に係る代表者会議を開催した結果、令和6年度に統合準備委員会を設置して統合に向けた具体的な協議を進めていくこととなった。</li> <li>・茂原市学校再編第二次実施計画に基づく、本納小学校と豊岡小学校の学校再編について、豊岡地区において話し合いを行い、学校再編に関する理解が得られるよう努めた。</li> <li>・通学路については、関係機関と連携して、危険箇所の改善が図られた。</li> <li>・社会教育施設については、施設設備の不具合等に適宜対処し、事故無く運営することができた。</li> <li>・文化施設については、東部台文化会館の体育センターに空調設備を設置し、利用者の利便性の向上及び快適な環境の提供に努めた。</li> </ul>	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した各施設の大規模改修等を検討するとともに、危険性・緊急性を要する施設の修繕等や、水害対策としての止水板設置工事を速やかに行い、児童生徒の安全確保を図る。また、トイレの洋式化や空調機整備など教育環境の充実に努める。</li> <li>・南中学校の土砂災害警戒区域等の指定に伴う安全対策について、計画的に整備を進める。</li> <li>・今後も話し合いなどを継続し、地域の理解を得ながら、「茂原市学校再編第二次実施計画」に基づき、学校再編の取り組みを進める。</li> <li>・「茂原市通学路交通安全プログラム」に基づいた定期的な合同点検の実施等、関係機関と連携した交通安全対策の推進を図る。</li> <li>・社会教育・文化施設を安心して利用できるよう整備や修繕を適切に行い、安全な維持管理に努める。</li> <li>・令和5年台風第13号の接近に伴う大雨の影響により、中央公民館は令和5年度末をもって閉館した。</li> </ul>	

#### 4 - (3) 伝統文化の維持継承・振興

##### 【政策・施策区分】

政策区分	基本方針4 茂原を愛する心の育成	担当課	生涯学習課 美術館・郷土資料館
施策区分	(3) 伝統文化の維持継承・振興	評価	B

##### 【施策の概要（令和5年度当初）】

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に現存する貴重な文化財を指定文化財として指定し、公表することで、文化財に対する市民の理解を得ながら保護保存に努める。</li> <li>・郷土芸能発表会を開催し、多くの市民に伝統芸能保存団体の活動の周知を図るとともに、保存団体に対して存続に向けた意向調査を行い、伝統芸能保存を支援する。</li> <li>・郷土資料館の常設展示の充実に努めるほか、年2回のテーマ展等を開催し、郷土愛の育成に努めます。また、市史編さん事業での調査の成果を展示に反映させていく。</li> <li>・茂原市史編さん基本方針や刊行計画に沿って市史「資料編」・「通史編」の刊行を継続する。令和4年度の「茂原市史資料編Ⅰ（原始・古代、中世考古）」の刊行に続き、2冊目以降を刊行するため、市史編さん委員会を開催し、調査や編集等を進める。また、調査の成果として調査報告書を発行する。</li> <li>・市史編さん事業の活動を周知するため、年2回（7月・2月）広報もばらに各時代別での活動内容を紹介する。また、年1回市史編さん事業講演会を実施し、啓蒙を図る。</li> </ul>
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定の天然記念物ミヤコタナゴ保護については、外来生物による生息域の縮小、また、アライグマによる二枚貝の斃死など緊急に対応すべき課題がある。</li> <li>・郷土芸能については、後継者不足が課題である。</li> </ul>
求める成果	<p>貴重な文化財を指定文化財として保護・保存していくとともに、郷土資料の収集・整理を進め、美術館・郷土資料館に展示することで、地域の文化財や歴史に対する理解を促し、郷土愛の育成に努める。</p> <p>また、郷土芸能発表会等を開催し、地域の伝統文化に触れる機会を提供する。</p>

【令和5年度の取組に対する評価】

	内容	活動指標
主な取組	ミヤコタナゴ保護	外来生物の駆除
	郷土芸能	伝統芸能保存団体の実態調査
	収蔵品展及び郷土テーマ展の開催	収蔵品展2回、郷土テーマ展2回 34,332人
	市史編さん委員会の開催	年4回開催
	市史調査・翻刻整理	市史調査39回、資料調査員2名による翻刻調査延62回
	茂原市史調査報告書の刊行	市史調査報告書第9集刊行 600部
	調査執筆員の委嘱	1名に委嘱（中世部門）
取組の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミヤコタナゴ保護については、ある程度外来生物の駆除が実施できた。また、アライグマによる二枚貝の食害対策として捕獲ワナと自動撮影カメラを設置し9匹の駆除を行った。</li> <li>・郷土芸能については伝統芸能保存団体の実態を把握し支援の方法を検討できた。</li> <li>・市史編さん事業展示として収蔵品展及び郷土テーマ展を開催した。また1冊目の市史刊行に伴い刊行記念講演会を開催した。</li> </ul>	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミヤコタナゴ保護については、関係機関の協力を得て引続き外来生物の駆除を実施する。</li> <li>・鶴枝ヒメハルゼミ発生地である八幡山について、市内の学校、企業と連携し保護に努める。</li> <li>・郷土芸能については、後継所不足の深刻化等により保存継承が課題となっていることから、活動を映像記録に残すなど様々な方法を検討し先を見据えた支援に努めていく。</li> <li>・2冊目以降の市史刊行に向け、予算の確保に努めながら調査、原稿の編集作業を進めるとともに、郷土資料館の展示、歴史セミナーの開催、広報や市史調査報告書の刊行を通じ、市史の啓発を図る。</li> </ul>	

#### 4－（４）家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

##### 【政策・施策区分】

政策区分	基本方針４ 茂原を愛する心の育成	担当課	学校教育課 生涯学習課
施策区分	（４）家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進	評価	B

##### 【施策の概要（令和５年度当初）】

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校・家庭・地域が連携し、授業や学校行事への協力、地域行事への児童生徒の積極的な参加を通して、地域ぐるみで児童生徒を育てよう努める。</li> <li>放課後子ども教室、地域未来塾を開催し、地域ボランティアの積極的な活用を通して地域の教育力の向上を図る。</li> </ul>
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナも５類に移行し、読み聞かせボランティアを始め、学校内での活動も回復傾向にある。</li> <li>放課後子ども教室（夏休み子ども教室）を継続するには、抜本的な事業の見直しが必要である。</li> </ul>
求める成果	学校支援ボランティア活動の活性化や夏休み子ども教室等の開催などを通じて地域教育力の向上を目指すとともに、学校・家庭・地域の協働を推進する。

##### 【令和５年度の取組に対する評価】

	内容	活動指標
主な取組	学校支援ボランティアの状況把握	最新の状況になるように定期的に確認した。
	各学校の取組状況の把握	各学校に活動状況などを確認し、活用促進の呼びかけをした。
	放課後子ども教室（夏休み子ども教室）各クラブの開催	開催校：４小学校（二宮小、鶴枝小、本納小、茂原小） 開催日：４校計１０日間 参加児童：１２４名 参加コーディネーター：８名 参加ボランティア：８５名
	地域未来塾の開催	対象：市内全６中学校在籍の３年生 開催日数：２６日（全２７日予定のうち水害により１日中止） 参加生徒：２１名 講師：６名
取組の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校支援ボランティアについては、読み聞かせや交通安全指導、草刈りなど、子供たちの健全な育成に向けた学校環境作りに欠かせない存在となっている。</li> <li>参加者、受講者の自発的積極的な取り組みがみられた。</li> </ul>	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校のニーズに即した学校支援ボランティアが増えるよう、今後も引き続き市のウェブサイト等で周知し、活動の促進を図る。</li> <li>事業見直しのため、放課後子ども教室と地域未来塾は令和５年度をもって休止する。</li> </ul>	

教育委員会の点検・評価報告書（令和5年度事業対象）

発行日 令和6年4月

発行 茂原市教育委員会

編集 教育部教育総務課

〒297-8511 茂原市道表1番地

電話：0475-20-1557

メール：k-soumu1@city.mobara.chiba.jp

議案第2号

茂原市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

茂原市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年4月24日提出

茂原市教育長 富田浩明

茂原市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

茂原市立小学校及び中学校管理規則（昭和47年茂原市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第43条第3項中「、子育て部分休暇」を削り、同条第4項中「休暇」の次に「及び子育て部分休暇」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由 千葉県「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の一部改正に伴い、学校の教職員を対象とした子育て部分休暇が規定され、それに伴うモデル規則が改正されたため、所要の改正をするものです。

茂原市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行
<p>(休暇)                      第43条 (略)                      2 (略)                      3 職員の療養休暇（結核性疾患によるものを除く。）、特別休暇（女性職員の出産によるものを除く。）、看護休暇及び組合休暇は、校長が承認する。ただし、校長の看護休暇及び引き続き5日以上にわたるものは、教育長が承認する。                      4 職員の結核性疾患による療養休暇及び<u>子育て部分休暇</u>は、教育長が承認する。                      5 (略)</p>	<p>(休暇)                      第43条 (略)                      2 (略)                      3 職員の療養休暇（結核性疾患によるものを除く。）、特別休暇（女性職員の出産によるものを除く。）、看護休暇、<u>子育て部分休暇</u>及び組合休暇は、校長が承認する。ただし、校長の看護休暇、<u>子育て部分休暇</u>及び引き続き5日以上にわたるものは、教育長が承認する。                      4 職員の結核性疾患による療養休暇は、教育長が承認する。                      5 (略)</p>

附 則（令和6年〇月〇日茂原市教育委員会規則第〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

議案第3号

茂原市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

茂原市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和6年4月24日提出

茂原市教育長 富田 浩 明

茂原市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

茂原市立学校職員服務規程（昭和47年茂原市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第8項中「職員は、」を「職員は、勤務時間規則第15条の2の規定により、」に、「を取得しようとする場合」を「の請求をしようとするとき」に、「申請」を「請求」に、「を」を「に当該請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証する書類を添え、」に改め、「校長」の次に「を經由して教育委員会」を加え、「、その承認を受け」を削り、同条第9項中「、子育て部分休暇を取得しようとする場合にあっては子育て部分休暇承認申請書を」を削り、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 職員は、子育て部分休暇の期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに養育状況変更届（別記第10号様式の3の2）を、校長を經由して教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 産前の休暇を始め、又は出産をしたとき。
- (2) 当該子育て部分休暇の承認に係る子が死亡したとき。
- (3) 当該子育て部分休暇の承認に係る子が職員の子でなくなつたとき。
- (4) 当該子育て部分休暇の承認に係る子を養育しなくなつたとき。

10 前2項に規定する書類の提出があつたときは、校長は、副申書（別記第10号様式の3の3又は別記第10号様式の3の4）を添えて教育委員会に提出しなければならない。

第10条の3第5項中「（別記第10号様式の6）」を削る。

別記第10号様式の3中「申請」を「請求」に改め、同様式の次に次の3様式を加える。

第10号様式の3の2（第10条第9項）

養育状況変更届

年 月 日

様

所 属

職氏名

子育て部分休暇

育 児 休 業

次のとおり育児短時間勤務に係る子の養育状況について変更が生じたので届け出ます。

部 分 休 業

1 届出の事由

- 育児休業等に係る子を養育しなくなった。
  - 同居しなくなった。  負傷・疾病  託児できるようになった。
  - その他（ ）
- 育児休業等に係る子が死亡した。
- 育児休業等に係る子と離縁した。
- 育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された。
- 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
- 育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。
- 育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が削除された。
- その他（ ）

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

注 該当する□には✓印を記入すること。

(宛先) 茂原市教育委員会

茂原市立 学校長

子育て部分休暇の承認について (副申)

このことについて、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 15 条の 2 により子育て部分休暇承認請求書の提出がありましたが、下記の事項を確認し副申します。

記

当 該 職 員	所属				職名	
	氏名				年齢	
請求に係る子	氏名		続柄等		生年月日	年 月 日生
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで					
請 求 時 間	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
託 児 の 態 様	<input type="checkbox"/> 託児施設 (託児時間: 時 分 ~ 時 分) <input type="checkbox"/> その他 (託児時間: 時 分 ~ 時 分)					
通 勤 時 間	時間 分 (託児先を経由する時間を含む)					
そ の 他	(請求者以外の当該子の親が子育て部分休暇その他の育児のための短時間勤務の制度の適用を受けている場合及び託児の態様、通勤の状況意外に子育て部分休暇を必要とする事情がある場合には、その内容を記入すること。)					

注 該当する□には✓印を記入すること。



別記第10号様式の5を次のように改める。

第10号様式の5（第10条の3第1項及び第2項）

育児休業（育児休業延長）承認請求書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

所 属  
職氏名  
(職員コード )

私は、次のとおり 育 児 休 業 の 承 認 を請求します。  
育児休業の期間の延長

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生年月日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）をした場合の者に限る。以下同じ。） <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 ※同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認、育児休業の期間の再度の延長が必要な事情を記入 ( )	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで	
5 備考		

注

- この請求書（育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- 請求に係る子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄には出産予定日以降の期間を記入し、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後速やかに行うこと。
- 「5 備考」欄には、請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合においてはその氏名、請求者との続柄等及び生年月日、請求に係る子が養子の場合においては養子縁組の効力が発生した日、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 該当する□には✓印を記入すること。

別記第10号様式の6を削る。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

提案理由 千葉県「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の一部改正に伴い、学校の教職員を対象とした子育て部分休暇が規定され、それに伴うモデル規則が改正されたため、所要の改正をするものです。

茂原市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	現 行
<p>(休暇)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 <u>職員は、勤務時間規則第15条の2の規定により、子育て部分休暇の請求をしようとするときは、子育て部分休暇承認請求書（別記第10号様式の3）に当該請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証する書類を添え、校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>9 <u>職員は、子育て部分休暇の期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに養育状況変更届（別記第10号様式の3の2）を、校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>産前の休暇を始め、又は出産をしたとき。</u></p> <p>(2) <u>当該子育て部分休暇の承認に係る子が死亡したとき。</u></p> <p>(3) <u>当該子育て部分休暇の承認に係る子が職員の子でなくなつたとき。</u></p> <p>(4) <u>当該子育て部分休暇の承認に係る子を養育しなくなつたとき。</u></p> <p>10 <u>前2項に規定する書類の提出があつたときは、校長は、副申書（別記第10号様式の3の3又は別記第10号様式の3の4）を添えて教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>11 <u>校長は、療養休暇（結核性疾患によるものを除く。）、特別休暇（女性職員の出産によるものを除く。）及び組合休暇であつて、引き続き5日以上にわたるものを取得しようとする場合にあつては休暇申請書を、看護休暇を取得しようとする場合にあつては看護休暇承認申請書を、教育長に提出してその承認を受けなければならない。</u></p>	<p>(休暇)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 <u>職員は、子育て部分休暇を取得しようとする場合は、子育て部分休暇承認申請書（別記第10号様式の3）を校長に提出し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>9 <u>校長は、療養休暇（結核性疾患によるものを除く。）、特別休暇（女性職員の出産によるものを除く。）及び組合休暇であつて、引き続き5日以上にわたるものを取得しようとする場合にあつては休暇申請書を、看護休暇を取得しようとする場合にあつては看護休暇承認申請書を、<u>子育て部分休暇を取得しようとする場合にあつては子育て部分休暇承認申請書を、</u>教育長に提出してその承認を受けなければならない。</u></p>

改正後	現 行
<p>(育児休業等)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 職員は、育児休業又は育児短時間勤務の期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに養育状況変更届を校長を経由して任命権者に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>(育児休業等)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 職員は、育児休業又は育児短時間勤務の期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに養育状況変更届(別記第10号様式の6)を校長を経由して任命権者に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6・7 (略)</p>

第10号様式の3（第10条第8項）

子育て部分休暇承認請求書

年 月 日

(宛先)

所 属

職氏名

私は、下記により子育て部分休暇の承認を請求します。

記

1 <u>請求</u> に係る子	氏 名		
	続 柄 等		
	生年月日		
2 <u>請求</u> 期間及び 時間	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	午後 時 分～ 時 分
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	午後 時 分～ 時 分
3 備考			

- 注 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 子育て部分休暇の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。
- 3 該当する口には✓点を記入すること。

第10号様式の3（第10条第8項）

子育て部分休暇承認申請書

年 月 日

(宛先)

所 属

職氏名

私は、下記により子育て部分休暇の承認を申請します。

記

1 <u>申請</u> に係る子	氏 名		
	続 柄 等		
	生年月日		
2 <u>申請</u> 期間及び 時間	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	午後 時 分～ 時 分
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	午後 時 分～ 時 分
3 備考			

- 注 1 この申請書には、申請に係る子の氏名、申請者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 子育て部分休暇の承認が、職員からの申請に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。
- 3 該当する口には✓点を記入すること。

(裏)

氏 名  
職員コード

子育て部分休暇の承認の取消しを請求する日時			時間数	取消 請求日	取消 承認日	備考
日付	午前	午後				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			

(裏)

氏 名  
職員コード

子育て部分休暇の承認の取消しを請求する日時			時間数	取消 請求日	取消 承認日	備考
日付	午前	午後				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			

第10号様式の3の2（第10条第9項）

養育状況変更届

年 月 日

様

所 属

職氏名

子育て部分休暇

育 児 休 業

次のとおり育児短時間勤務に係る子の養育状況について変更が生じたので届け出ます。

部 分 休 業

1 届出の事由

- 育児休業等に係る子を養育しなくなった。
  - 同居しなくなった。  負傷・疾病  託児できるようになった。
  - その他（ ）
- 育児休業等に係る子が死亡した。
- 育児休業等に係る子と離縁した。
- 育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された。
- 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
- 育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。
- 育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が削除された。
- その他（ ）

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

注 該当する□には✓印を記入すること。

(新)

第10号様式の3の3（第10条第10項）

第 号

年 月 日

（宛先）茂原市教育委員会

茂原市立 学校長

子育て部分休暇の昇任について（副申）

このことについて、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の2により子育て部分休暇承認請求書の提出がありましたが、下記の事項を確認し副申します。

記

当 該 職 員	所属				職名	
	氏名				年齢	
請求に係る子	氏名		続柄等		生年月日	年 月 日生
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで					
請 求 時 間	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
託 児 の 態 様	<input type="checkbox"/> 託児施設（託児時間： 時 分 ～ 時 分）					
	<input type="checkbox"/> その他（託児時間： 時 分 ～ 時 分）					
通 勤 時 間	時間 分（託児先を経由する時間を含む）					
そ の 他	（請求者以外の当該子の親が子育て部分休暇その他の育児のための短時間勤務の制度の適用を受けている場合及び託児の態様、通勤の状況意外に子育て部分休暇を必要とする事情がある場合には、その内容を記入すること。）					

注 該当する□には✓印を記入すること。

（新）

第 号

年 月 日

(宛先) 茂原市教育委員会

茂原市立 学校長

子育て部分休暇に係る子の養育状況の変更について（副申）

このことについて、養育状況変更届の提出がありましたので、下記の事項を確認し副申します。

記

当 該 職 員	所 属					
	職・氏名					
請 求 に 係 る 子	氏 名		続柄等		生年月日	年 月 日生
届 出 の 内 容	<input type="checkbox"/> 休暇に係る子を養育しなくなった。 <input type="checkbox"/> 同居しなくなった。 <input type="checkbox"/> 負傷・疾病 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 休暇に係る子が死亡した。 <input type="checkbox"/> 休暇に係る子と離縁した。 <input type="checkbox"/> 休暇に係る子との親子関係が特別養子縁組により終了した。 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
摘 要	<input type="checkbox"/> 職場復帰 <input type="checkbox"/> その他（ ）					

注 該当する□には✓印を記入すること。

第10号様式の5（第10条の3第1項及び第2項）

育児休業（育児休業延長）承認請求書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

所 属

職氏名

（職員コード ）

私は、次のとおり 育 児 休 業 の 承 認 を請求します。

育児休業の期間の延長

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生年月日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）をした場合の者に限る。以下同じ。） <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 ※同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認、育児休業の期間の再度の延長が必要な事情を記入 （ ）	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで	
5 備考		

注

- この請求書（育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- 請求に係る子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄には出産予定日以降の期間を記入し、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後速やかに行うこと。
- 「5 備考」欄には、請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合においてはその氏名、請求者との続柄等及び生年月日、請求に係る子が養子の場合においては養子縁組の効力が発生した日、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 該当する口には✓印を記入すること。

第10号様式の5（第10条の3第1項及び第2項）

育児休業（育児休業延長）承認請求書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

所 属

職氏名

（職員コード ）

私は、次のとおり 育 児 休 業 の 承 認 を請求します。

育児休業の期間の延長

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生年月日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の期間の延長 ※再度の育児休業又は育児休業の期間の延長が必要な事情を記入 （ ）	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで	
5 備考		

注

- この請求書（育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- 請求に係る子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄には出産予定日以降の期間を記入し、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後速やかに行うこと。
- 「5 備考」欄には、請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日からから57日間に、職員（当該期間内に出産休暇（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年千葉県人事委員会規則第2号）第9条第12号に掲げる事由に該当する場合における休暇をいう。）により勤務しなかつた職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）においてはその氏名、請求者との続柄等及び生年月日、請求に係る子が養子の場合においては養子縁組の効力が発生した日、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 該当する口には✓印を記入すること。

